令和 元 年度

名張市職員採用候補者試験受験案内【Ａ日程】

（一般事務職・技術職・保健師・保育士）

令和 元年 ５月２０日

名張市職員試験委員会

名張市職員の採用候補者を決定する試験を次のとおり実施します。

1. （１）採用職種・採用予定人数・受験資格

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 採用職種 | 採用  予定  人数 | 受 験 資 格  〈次のすべての要件に該当する人〉 |
| 一般事務職  （上級） | ４名  程度 | （１）平成２年４月２日以降に生まれ、大学（短期大学を除く。）卒の人  （令和２年３月卒業見込みの人を含む。） |
| 一般事務職  （中級） | （１）平成２年４月２日以降に生まれ、短期大学又は高等専門学校卒の人  （令和２年３月卒業見込みの人を含む。） |
| 土木技術職  （上級） | ４名  程度 | （１）平成２年４月２日以降に生まれ、土木技術の専門課程を履修した人で  大学（短期大学を除く。）卒の人  （令和２年３月卒業見込みの人を含む。） |
| 土木技術職  （中級） | （１）平成２年４月２日以降に生まれ、土木技術の専門課程を履修した人で  短期大学又は高等専門学校卒の人  （令和２年３月卒業見込みの人を含む。） |
| 電気技術職  （上級） | １名  程度 | （１）平成２年４月２日以降に生まれ、電気技術の専門課程を履修した人で  大学（短期大学を除く。）卒の人  （令和２年３月卒業見込みの人を含む。） |
| 電気技術職  （中級） | （１）平成２年４月２日以降に生まれ、電気技術の専門課程を履修した人で  短期大学又は高等専門学校卒の人  （令和２年３月卒業見込みの人を含む。） |
| 保健師 | １名  程度 | （１）平成２年４月２日以降に生まれ、保健師免許を有する人  （令和２年３月３１日までに免許取得見込みの人を含む。） |
| 保育士 | ３名  程度 | （１）平成２年４月２日以降に生まれ、保育士資格及び幼稚園教諭免許の  両方を有する人  （令和２年３月３１日までに資格及び免許を取得見込みの人を含む。） |

（２）受付期間

|  |  |
| --- | --- |
| 採用職種 | 受　付　期　間 |
| 全職種 | 令和元年５月２０日（月）　～　令和元年６月７日（金） |

※詳しくは、P６をご覧ください。

（３）採用日

|  |  |
| --- | --- |
| 採用職種 | 採　用　日 |
| 全職種 | 令和２年４月１日 |

≪注意事項≫

（１）次のいずれかに該当する人は受験できません。

① 成年被後見人又は被保佐人

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

③ 名張市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人

④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

⑤ 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

|  |
| --- |
| 外国籍の人の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。詳しくは、末尾の「外国籍職員の任用に関する基準」を参照してください。 |

（２）学歴要件については、下記の区分とします。

①大学卒

　　　　ア　学校教育法に規定される大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び卒業見込みの人

　　　　イ　修士課程、博士課程を修了した人及び修了見込みの人

　　　　ウ　短期大学・高等専門学校等卒業者で大学の科目履修制度（専攻課程など）等を利用して学士を授与された人及び授与見込みの人

　　②短期大学又は高等専門学校卒

　　　　ア　学校教育法に規定される短期大学又は高等専門学校を卒業した人及び卒業見込みの人

　　　　イ　専修学校で修業年限２年以上の専門課程を卒業した人及び卒業見込みの人

　　　　ウ　学校教育法に規定される大学（短期大学を除く。）を中途退学した人で、２年以上修学し、６２単位以上取得した人

　　③高校卒又は同等の資格を有する人

　　　　ア　学校教育法に規定される高等学校を卒業した人及び卒業見込みの人

　　　　イ　専修学校で修業年限３年以上の高等課程を卒業した人及び卒業見込みの人

　　　　ウ　高等学校卒業程度認定試験に合格した人及び合格見込みの人

（３）大学卒区分に該当する人は、中級及び初級での受験をすることはできません。また、短期大学又は高等専門学校卒区分に該当する人は、初級での受験をすることはできません。

（４）各日程において２つ以上の職種を併せて受験申込をすることはできません。また、受験申込後に受験職種を変更することもできません。

（５）Ａ日程、Ｂ日程並びにＣ日程を併願受験することはできません。ただし、申込書を提出しただけで一切

の試験を受験しなかった場合は、未受験者として他の日程の試験を受験することができます。

（６）教養試験及び専門試験の試験問題は、活字印刷文（文字の大きさは１０ポイント程度）で出題します。

（７）退職者数の増減や事務事業の見直しなどにより、採用計画等の見直しを実施することがあります。そのため、採用予定人数については、増減することがあります。

２．試験期日・場所及び試験の方法

≪第１次試験≫

（１） 日 時 令和元年６月２２日（土曜日）、２３日（日曜日）、２９日（土曜日）、

３０日（日曜日）のうちいずれか指定する日

　　　　　　※　一般事務職は６月２３日（日曜日）、土木技術職・電気技術職・保健師・保育士は６月

２２日（土曜日）を実施予定日としますが、受験申込者数の状況により２９日（土曜日）

又は３０日（日曜日）に実施する場合があります。

　　　　　　※　日時の詳細については、試験案内通知（受験票等）送付の際にお知らせします。

※　台風や地震等の自然災害等で、やむを得ず日時等を変更する場合があります。

（２） 場 所 名張市鴻之台１番町１番地 名 張 市 役 所

※　受験申込者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

（３） 試験科目 集団面接、エントリーシート審査

※　エントリーシートは、試験案内通知（受験票等）と合わせて送付いたしますので、

試験日当日の受付時に提出をしてください。

≪第２次試験≫

第１次試験合格者を対象に次のとおり実施します。

　【１日目】

（１） 日 時 令和元年７月１３日（土曜日）・１４日（日曜日）・１５日（月曜日）の

うちいずれか指定する日

　　　　　　※　日時の詳細については、第１次試験結果通知の際に合格者にお知らせします。

　　　　　　※　台風や地震等の自然災害等で、やむを得ず日時等を変更する場合があります。

（２） 場 所 名張市鴻之台１番町１番地 名 張 市 役 所

※　第１次試験合格者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

（３） 試験科目 集団面接

【２日目】

（１） 日 時 令和元年７月２８日（日曜日）

　　　　　　※　日時の詳細については、第１次試験結果通知の際に合格者にお知らせします。

※　台風や地震等の自然災害等で、やむを得ず日時等を変更する場合があります。

（２） 場 所 名張市鴻之台１番町１番地 名 張 市 役 所

　　　　　　　　　　　　名張市鴻之台１番町２番地　　名張市防災センター（名張消防署２階）

　　　　　　　　　　　　のうちいずれか指定する場所

※　第１次試験合格者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

（３） 試験科目

一般事務職　　　　　　　　　教養試験75分

　　　　　　土木技術職　　　　　　　　　教養試験75分・専門（土木）試験120分

　　　　　　電気技術職　　　　　　　　　教養試験75分・専門（電気）試験120分

保　健　師　　　　　　　　　専門（保健師）試験90分

保　育　士　　　　　　　　　専門（保育士）試験90分

上記試験科目のほか、職場適応性検査・一般性格診断検査を実施します。

※　土木技術職及び電気技術職を受験される方は、午後からも試験又は検査がありますので

昼食を持参してください。

（４） 試験内容

|  |  |
| --- | --- |
| 教 養 試 験 | 社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力をはかる択一式による筆記試験 |
| 専 門 試 験  （　土　木　） | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工に関する択一式による筆記試験 |
| 専 門 試 験  （　電　気　） | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学に関する択一式による筆記試験 |
| 専 門 試 験  （　保健師　） | 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論に関する択一式による筆記試験 |
| 専 門 試 験  （　保育士　） | 社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む。）に関する択一式による筆記試験 |

≪第３次試験≫

第２次試験合格者を対象に次のとおり実施します。

（１） 日 時 令和元年８月１７日（土曜日）・１８日（日曜日）・２４日（土曜日）・

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ２５日（日曜日）のうちいずれか指定する日

　　　　　　※　日時の詳細については、第２次試験結果通知の際に合格者にお知らせします。

　　　　　　※　台風や地震等の自然災害等で、やむを得ず日時等を変更する場合があります。

（２） 場 所 名張市鴻之台１番町１番地 名 張 市 役 所

※　第２次試験合格者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

（３） 試験科目 個人面接（全職種）、作文試験（全職種）、集団討論（一般事務職のみ）、

実技試験（保育士のみ）

※　実技試験（保育士のみ）は、８月１９日（月）から２３日（金）までのいずれか指定する

日において、公立保育所（場所未定）にて実施します。詳細は、第２次試験結果通知の際

に合格者にお知らせします。

　　　　　　※　第２次試験合格者は、別途指定する日までに最終学校卒業（見込）証明書、資格及び免許

　　　　　　　　証の写し等の書類を提出していただきます。詳細は、第２次試験結果通知の際に合格者に

お知らせします。

３．受験申込手続及び受付期間

（１） 受験申込書の請求

受験申込書は、名張市役所 総務部 人事研修室で令和元年５月２０日（月曜日）から交付します。

郵送での請求は、希望職種を明記のうえ、返信用封筒（角形２号にあて先を記入、１２０円切手貼付）を同封して下記まで申し込んでください。

なお、名張市ホームページから出力した申込書（Ａ４・両面印刷）も有効です。

（２） 受験申込書の提出先

〒５１８－０４９２　　　名張市鴻之台１番町１番地

名張市役所 総務部 人事研修室内　職員試験委員会事務局

　 （３） 提出書類＜全職種＞

① 名張市職員採用候補者試験受験申込書（ホームページから出力する場合は、白色のＡ４用紙に両面印刷とします。なお、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷をしてください。）

② 返信用封筒２通（封筒は長形３号（２３．５cm×１２cm）とします。受験票の送付、第１次試験

の合否の通知に使用しますので、２通とも８２円切手を貼付し返信先の郵便番号、住所、名前（あ

て名の敬称は「様」）を記入してください。）

③　外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類

（在留カード若しくは特別永住者証明書等の写し（両面）又は在留資格の記載がある住民票

の写しなど）

（４）　受付期間

令和元年５月２０日（月曜日）から令和元年６月７日（金曜日）まで

（ 午前８時３０分から午後５時１５分まで。但し、土曜日・日曜日は除きます。）

郵送による申込は、必ず**特定記録郵便**で郵送してください。〔６月７日（金）の消印有効〕

　　　　　　なお、受付期間以外の申込みは、いかなる理由があっても受付できません。

（５）　注意事項

① 受験申込の記載事項及び提出書類に不備・不足がある場合は返却いたしますが、このために

生じた遅延については責任を負いませんので、手続きには十分注意してください。なお、再

提出等の場合を考慮して、受付が開始されましたら早めに申込みください。

② 申込書は、必ず黒のボールペン又は黒のインクで記入してください。

③ 応募書類は、一切返却いたしません。また、受験に際して取得した個人情報は、採用試験及び

採用に関する事務以外の目的では使用いたしません。

　　　　④　身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、受験申込書に記載をしてください。

　　　　　　なお、受験申込後の追加等には対応できません。

⑤　試験案内通知（受験票等）の発送は、６月１３日（木曜日）を予定しています。なお、試験案内通知（受験票等）が届かない場合は、必ず６月１９日（水曜日）までに職員試験委員会事務局まで連絡してください。

４．合格から採用まで

（１）合否の決定　　　令和元年９月上旬に、本人宛に合否を通知いたします。

（２）採点結果　　　　希望する受験者本人に限り、令和２年３月３１日までの間、試験の採点結果

（総合順位・各得点）を公表いたしますので、運転免許証などの身分証明書（写

真のあるもの）を持参し、人事研修室内職員試験委員会事務局へお越しください。

なお、電話、郵便、メール等による請求のほか、代理人の請求による開示はでき

ません。

（３）採用について　 合格者は、職種ごとに作成する「採用候補者名簿」に成績順に登載され、その中から採用者が決定されます。

（４）その他　　　　 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

　　　　　　　　　　　また、保健師又は保育士の方で、令和２年３月３１日までに該当の資格又は免許を取得できなかった場合は、合格を取消します。

５．参考事項（給与等について）

① この試験に合格し、採用された場合には、「職員の給与に関する条例」の規定による給料及び扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。

② 平成３１年４月現在、一般事務職職員の初任給（地域手当を含む。）は、次のとおりです。

　上級　大学卒　１８６，１２１円

中級　短大卒　１６６，１３９円

初級　高校卒　１５３，０５８円

※職歴、経験等に応じて加算措置があります。

③　年次有給休暇は、１年につき２０日（採用年は、４月１日の採用の場合は１５日）あり、このほか特別休暇等があります。

　④　採用職種の主な職務内容は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 採用職種 | 主　　な　　職　　務　　内　　容 |
| 一般事務職（上級） | 一般行政事務 |
| 一般事務職（中級） |
| 土木技術職（上級） | 道路・農業農村整備・上下水道等の事業に関する企画・設計・  施工管理等の業務および関連する行政事務 |
| 土木技術職（中級） |
| 電気技術職（上級） | 公共施設等の電気設備に関する企画・設計・施工管理等の業務  および関連する行政事務 |
| 電気技術職（中級） |
| 保　健　師 | 乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導・健康指導等の業務および  関連する行政事務 |
| 保　育　士 | 児童福祉施設等（保育所等）、幼稚園その他の施設における児童  　の保育、幼児教育等の業務および関連する行政事務 |

　⑤　採用試験の配点及び基準点は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 試験科目 | | 配点（点）　【】は基準点 | | | | |
| 一般事務職 | 土木技術職 | 電気技術職 | 保健師 | 保育士 |
| 第１次試験 | 集団面接 | １００  【５０】 | １００  【５０】 | １００  【５０】 | １００  【５０】 | １００  【５０】 |
| エントリーシート審査 | ２５  【１０】 | ２５  【１０】 | ２５  【１０】 | ２５  【１０】 | ２５  【１０】 |
| 第２次試験 | 集団面接 | １００  【５０】 | １００  【５０】 | １００  【５０】 | １００  【５０】 | １００  【５０】 |
| 教養試験 | 適否のみ判断  【４０】 | 適否のみ判断  【４０】 | 適否のみ判断  【４０】 | － | － |
| 専門試験 | － | 適否のみ判断  【４０】 | 適否のみ判断  【４０】 | 適否のみ判断  【４０】 | 適否のみ判断  【４０】 |
| 第３次試験 | 個人面接 | １００  【５０】 | １００  【５０】 | １００  【５０】 | １００  【５０】 | １００  【５０】 |
| 作文試験 | ２５  【１０】 | ２５  【１０】 | ２５  【１０】 | ２５  【１０】 | ２５  【１０】 |
| 集団討論 | ２５  【１０】 | － | － | － | － |
| 実技試験 | － | － | － | － | ２５  【１０】 |

　　　※１　基準点は、試験科目ごとに個別に定めた最低限必要な点数です。基準点に達しない試験科目が

１つでも存在する場合は、他の試験科目の成績に関わらず不合格となります。

　　　※２　基準点は、採用予定者数や受験者による平均点等を勘案して、試験区分ごとに変更する場合が

あります。

※３　各試験における合格者は、各試験科目の基準点を満たす受験者のうち、合計点数の高い人から

順に採用予定者数等を勘案して決定をします。なお、第２次試験時の教養試験及び専門試験は、

基準点による適否のみ判断を行うこととします。

　　　※４　教養試験及び専門試験は、標準偏差を用いた標準点を使用します。受験者の点数は、概ね０点

から１００点に分布します。

６．その他

**◎この試験に関する問い合わせ先**

職員試験委員会事務局（名張市役所 総務部 人事研修室内）

〒５１８－０４９２ 名張市鴻之台１番町１番地

電話 ０５９５－６３－７３１５　　ＦＡＸ　０５９５－６４－２５６０

　　　　　 Ｅ－ｍａｉｌ　ｊｉｎｊｉ＠ｃｉｔｙ．ｎａｂａｒｉ．ｍｉｅ．ｊｐ

◎名張市ホームページ  ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｃｉｔｙ．ｎａｂａｒｉ．ｌｇ．ｊｐ／

**外国籍職員の任用に関する基準**

|  |
| --- |
| 「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、名張市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。  １．**公権力の行使にあたる職務について**  「公権力の行使にあたる職務」とは、次のとおりです。  ①市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務  ②市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務  ③市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務  ④その他の公権力の行使に該当することとなる職務  ２．**公の意思の形成への参画にあたる職務について**  「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、名張市の行政について企画、立案、決定等の  政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する室長以上のライン職及び本市の  基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。 |